

令和4年3月29日 招集

3月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会

令和4年3月定例総会議事録

1 開催日時 令和4年3月29日(火)午後2時30分から

2 開催場所 巻地区公民館 3階 小ホール

3 出席農業委員 (19人)

1番 武田 要一郎	2番 小林 喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	5番 長谷川 浩成	6番 広川 浩
7番 清水 和子	8番 土田 正志	9番 棚邊 友衛
10番 堀内 多計司	11番 大島 伸吾	12番 阿部 マサ子
13番 笠原 和仁	14番 増井 勝	15番 小野塚 彦榮
16番 田邊 重夫	17番 榎田 士農夫	18番 吉田 浩
19番 田中 一男		

4 欠席農業委員

なし

5 出席農地利用最適化推進委員

5番 鈴木 隆	10番 高井 榮志英	11番 中野 文和
15番 八木 寿久	16番 赤川 勢一	18番 高橋 仁
21番 小林 守	24番 岡村 直樹	25番 高橋 忠雄
27番 長谷川 一利		

6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭
農地係長 宮川 一也

事務局次長 佐々木 徹
農政振興係長 佐藤 政道

7 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第9号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加 議案第11号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第10号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

(3) その他

(4) 閉 会

8 会議の概要

開会時間：午後2時30分

事務局長	定刻になりましたので、これより3月定例総会を開会します。 開会にあたり間宮会長よりごあいさつをお願いします。
会 長	<間宮会長あいさつ>

事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、農業委員は全員出席しており、会議規則第4条の規定により会議は成立しています。併せて10名の農地利用最適化推進委員が出席しておりますことを報告します。</p> <p>それでは会議規則第5条の規定により、間宮会長より議長をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議事日程に従って議事を進めます。</p> <p>はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。</p> <p>議事録署名委員については、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、17番、榎田士農夫委員、18番、吉田浩委員を指名します。</p> <p>引き続き、日程第2の議事に入ります。最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代します。</p>
	<p><間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ></p>
議長（農地部会長）	<p>農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。</p> <p>議案第9号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第11号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、以上2件を一括して、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案第9号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、説明します。</p> <p>1号案件は、西川地区において、造園業を営む法人である転用事業者が、平成29年3月より資材置場及び駐車場敷地として使用してきた土地が、違反転用地として判明したことを機に、その解消を図るため、申請地を無償で借り受け、一時転用地とするものです。</p> <p>2号案件は、西川地区において、1号案件と同様の転用事業者が、平成24年11月より資材置場敷地として使用してきた土地が、違反転用地として判明したことを機に、その解消を図るため、申請地を無償で借り受け、追認申請を行うものです。</p> <p>3号案件は、西川地区において、造園業を営む転用事業者が、令和2年3月より資材置場敷地として使用してきた土地が、違反転用地として判明したことを機に、その解消を図るため、申請地を買い受け、追認申請を行うものです。</p> <p>4号案件は、瀧東地区において、建設業を営む法人である転用事業者が、以前より違反転用地として使用してきた資材置場敷地を、この程、是正指導に従い解消するため、代替地を求める条件が整うまでの間、申請地を一時的に整備し、資材置場敷地とする計画です。</p>

5号案件は、潟東地区において、建設業を営む法人である転用事業者が、平成4年4月より違反転用地として使用してきた資材置場及び駐車場敷地を、この程、是正指導に従い解消するため、申請地を無償で借り受け、追認申請を行うものです。

6号案件は、中之口において、電気工事の設計等を行う法人である転用事業者が、申請地を賃借権の設定により借り受け、一時的に必要となる携帯電話基地局の建設工事に伴う工事ヤード敷地とするものです。

7号案件は、中之口地区において、薬局経営を行う法人である転用事業者が、この度、倉庫及び事務所として購入をした建物敷地の隣地にある申請地を買い受け、必要となる駐車場敷地の拡張を行うものです。

なお、1号、2号、3号、4号及び5号案件につきましては、この度の申請にあたり、これまで申請地等を無断使用してきたことを深く反省する旨の始末書の提出がありましたことをご報告申します。

以上の転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。いずれも、調査委員会に付託されている案件です。

続きまして、議案第11号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、説明します。

1号、2号、3号及び4号案件は、西川地区において、いずれも、譲受人が申請地を買い受け、規模拡大を図るものです。

5号案件は、西川地区において、西区にお住いの譲受人が、申請地を買い受け、規模拡大を図るものです。

6号案件は、潟東地区において、父が、農業者年金の継続受給ため、申請地を使用貸借権の設定により、経営者である子へ、再度貸し付けるものです。

7号案件は、中之口地区において、譲受人が、耕作地の近くにある申請地を買い受け、規模拡大を図るものです。

8号案件は、巻地区において、譲受人が、耕作不便となった申請地を買い受け、規模拡大を図るものです。

9号案件は、巻地区において、南区の農地所有適格法人が、平成30年2月より10年間の設定により借り受けてきた申請地を、通作距離の関係で耕作不便となっていることから、所有者同意のもと、新たな賃借人へ賃借権の移転を行うものです。

10号から19号案件は、巻地区において、施設園芸ハウスの建設により大規模経営を目指す農地所有適格法人が、その準備のため、申請地を買い受けるものです。

以上の申請案件については、地区担当委員が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（農地部会長）	事務局の説明が終わりました。 引き続き、調査委員会の結果について、調査委員長より報告をお願いします。
8番（笠原和仁委員）	<p>それでは、去る25日、区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は7名で、調査委員長は、わたくし 棚邊 友衛が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地法第5条許可申請案件が7件でありました。</p> <p>別添の調査委員長報告書をご覧ください。ここに記載のとおり、申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>なお、今月は、違反転用の解消を行うための追認申請が多く、聴取の席上では、今後は、無断転用を行わないよう強く注意をいたしました。</p> <p>また、追加議案書にあります農地法第3条許可申請に関する意見決定の件についてですが、事前に地区担当委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、提出いただきました現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長（農地部会長）	事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。 ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。
農業委員	議案第11号の10号から19号の案件は同じ地域のように、10アール当たりの対価が異なる理由は为什么呢。
事務局	対価については、それぞれの交渉により決められた金額となっています。
議長（農地部会長）	他にご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第9号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、採決します。提案のとおり許可することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農地部会長）	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第11号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についての採決に移ります。提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農地部会長）	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答します。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第5条転用届出に関する受理について、以上4件を一括して、事務局より報

	告をお願いします。
事務局（農地係長）	<p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について報告します。</p> <p>西川地区です。1号から5号の5件14筆、7,060㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>続きまして、潟東地区です。6号から16号の11件、100筆、87,622㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>続きまして、中之口地区です。17号から29号の13件、54筆、50,810㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>最後に、巻地区です。30号から37号の8件、43筆、29,117㎡が、この度の解約地となっております。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて6件の届出があり、受理しましたので報告します。</p> <p>なお、当委員会への利用権設定等の斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>続いて、農地の転用事実に関する照会書について、報告します。1号及び2号については、新潟地方法務局から地目認定の照会があり、いずれも非農地として回答しましたのでご報告します。</p> <p>続きまして、農地法第5条、転用届出に関する受理について、報告します。</p> <p>1号は、岩室地区において、個人住宅建築敷地として届け出があり、受理しましたので報告します。報告は以上です。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの報告にご質問はありませんか。</p>
	(質問なし)
議長（農地部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p> <p>議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p>
	<増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ>
議長（農政振興部会長）	<p>農政振興部会の所掌に関する議案について、議事を進めます。</p> <p>議案第10号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>議案第10号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、説明します。</p> <p>はじめに一般案件です。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は、西川地区2件、田、18,225㎡、畑、33㎡、計18,258㎡、潟東地区1件、田、941㎡、巻地区17件、田、72,190㎡、畑、343㎡、計72,533㎡、合計20件で、田畑の計91,732㎡です。</p>

	<p>契約期間6年は、岩室地区2件、田、5,136㎡、潟東地区6件、田、36,238㎡、畑、161㎡、計36,399㎡、中之口地区5件、田、24,005㎡、巻地区10件、田、28,399㎡、合計23件で、田畑の計93,939㎡です。</p> <p>契約期間10年は、岩室地区3件、田、4,590㎡、西川地区7件、田、57,918㎡、畑、161㎡、計58,079㎡、潟東地区15件、田、56,288㎡、中之口地区7件、田、15,798㎡、巻地区22件、田、170,573㎡、畑、4,207㎡、計174,780㎡、合計54件で、田畑の計309,535㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は97件、田畑の計495,206㎡です。</p> <p>次に所有権移転です。今月は、交換はありませんでした。</p> <p>売買は、岩室地区1件、田、512㎡、潟東地区1件、田、4,050㎡、巻地区2件、畑、5,773㎡、合計4件で、田畑の計10,335㎡です。</p> <p>なお、利用権移転の1号から12号は、耕作者の変更です。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業関連について説明します。</p> <p>利用権設定の契約期間3年の区分は、岩室地区3件、田、27,656㎡、西川地区5件、田、27,187㎡、畑、76㎡、計、27,263㎡、潟東地区3件、田、14,423㎡、中之口地区1件、田、999㎡、合計12件で、田畑の計70,341㎡です。契約期間6年の区分は、岩室地区2件、田、16,540㎡、潟東地区2件、田、38,879㎡、合計4件で、田の計55,419㎡です。</p> <p>契約期間10年の区分は、岩室地区20件、田、83,442㎡、西川地区24件、田、183,290㎡、畑、231㎡、計、183,521㎡、潟東地区12件、田、137,850㎡、中之口地区7件、田、90,534㎡、畑、507㎡、計、91,041㎡、巻地区5件、田、17,580㎡、合計68件で、田畑の計513,435㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は、84件、田畑の計、639,194㎡です。</p> <p>一般案件及び農地中間管理事業関連はいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものです。説明は以上です。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移りますが、委員に関する案件がありますので先議します。一般案件、賃貸借権の設定（新規）の15号及び22号については、関係委員、14番委員の退席をお願いします。</p>
	<p><関係委員 14番 増井勝委員 退席></p>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは、15号及び22号について採決します。提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>

議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することに決定します。関係委員の入場を許します。
	<関係委員 14番 増井勝委員 入場>
議長（農政振興部会長）	それでは、審議を続けます。同じく貸借借権の設定（新規）の24号、27号及び28号、所有権移転の6号については、関係委員、15番委員の退席をお願いします。
	<関係委員 15番 小野塚彦榮委員 退席>
議長（農政振興部会長）	それでは、貸借借権の設定（新規）24号、27号及び28号、所有権移転の6号について採決します。提案のとおり承認することに異議はありますか。
	（異議なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することに決定します。関係委員の入場を許します。
	<関係委員 15番 小野塚彦榮委員 入場>
議長（農政振興部会長）	それでは、審議を続けます。貸借借権の設定（新規）の38号、43号及び44号については、関係委員、16番委員の退席をお願いします。
	<関係委員 16番 田邊重夫委員 退席>
議長（農政振興部会長）	それでは、貸借借権の設定（新規）の38号、43号及び44号について採決します。提案のとおり承認することに異議はありますか。
	（異議なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することに決定します。関係委員の入場を許します。
	<関係委員 16番 田邊重夫委員 入場>
議長（農政振興部会長）	それでは審議を続けます。以上で委員に関する案件は終わりました。続きまして、委員に関する案件以外について採決します。提案のとおり承認することに異議はありますか。
	（異議なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、承認することに決定します。

部会長)	<p>なお、決定された計画は、令和4年4月13日に公告の予定です。 引き続き、報告事項に移ります。 新潟市農用地利用配分計画（案）について、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>新潟市農用地利用配分計画（案）について報告します。 利用権設定の契約期間3年の区分は、岩室地区3件、田、27,656㎡、西川地区5件、田、27,187㎡、畑、76㎡、計、27,263㎡、潟東地区3件、田、14,423㎡、中之口地区1件、田、999㎡、合計12件で、田畑の計70,341㎡です。 契約期間6年の区分は、岩室地区2件、田、16,540㎡、潟東地区2件、田、38,879㎡、合計4件で、田の計55,419㎡です。 契約期間10年の区分は、岩室地区20件、田、83,442㎡、西川地区24件、田、183,290㎡、畑、231㎡、計、183,521㎡、潟東地区12件、田、137,850㎡、中之口地区7件、田、90,534㎡、畑、507㎡、計、91,041㎡、巻地区5件、田、17,580㎡、合計68件で、田畑の計513,435㎡です。 以上、新規の合計は84件、田畑の計、639,194㎡です。 先ほどの議案第10号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画（案）を作成した内容となっています。 なお、中間管理権の移転1号から67号については、耕作者を変更するものです。報告は以上です。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の報告が終わりました。 ただ今の報告にご質問はありませんか。</p>
	<p>（質問なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、報告のとおり承認と決定します。 以上で農政振興部会所掌の議事は終了しました。議長を間宮会長と交代します。</p>
	<p><吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ></p>
議長（会長）	<p>増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。 引き続き、その他の案件に入ります。事務局よりお願いします。</p>
事務局（次長）	<p>3月の会務報告及び4月の業務予定について報告します。 3月の会務報告は、ご覧のとおりです。 次に、裏面は農業委員会統合による西蒲区部会としての4月の業務予定となっております。 4月1日は、農業委員辞令交付式と市長召集総会が開催され、新しい農業委員と西蒲区事務所長が出席する予定です。 4日は、新しい農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式とオリエンテーションを開催する予定です。これにつきましては、3月11日付で案内を送付してあります。 なお、オリエンテーションについて、継続される委員の方の参加は希望者のみ、</p>

	<p>としておりましたが、統合により組織体制や活動記録簿の変更もありますので、全ての推進委員と農業委員の参加をお願いいたします。</p> <p>次に、新しく発足します西蒲区部会の4月の調査委員会は22日に開催の予定です。委員の氏名は空欄となっておりますが、後ほどお知らせいたします。</p> <p>次に、西蒲区部会の総会は26日の開催を予定しております。会場は本日と同じく巻地区公民館3階小ホールです。</p> <p>後ほど、総会の招集案内を送付させていただきます。</p> <p>定例総会は4月28日に江南区役所で開催の予定です。農業委員及び西蒲区部会長、区部会長職務代理、西蒲区事務所長が出席します。</p> <p>委員の活動記録簿についてですが、以前に、3月の総会で配付予定です、と話しておりましたが、編集や印刷の作業が遅れているようで、令和4年度分の配付は未定となっております。とりあえず、農地の見回りなど活動した日をメモに取っていただくようお願いいたします。</p> <p>4日のオリエンテーションの時に、可能な範囲で説明させていただきます。</p> <p>私からは以上です</p>
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。何か質問等がありますか。
	（なし）
議長（会長）	特になければ、以上をもちまして3月定例総会を終了します。

閉会時間：午後3時15分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 槇 田 士農夫

署名委員 吉 田 浩

